

クラブ活動 ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、株式会社サードウェーブ（以下、当会社という）が助成するクラブ・同好会の活動に関する必要な事項を定めたものである。

(定義)

- 第2条 このガイドラインにおいて従業員とは、株式会社サードウェーブに籍を置く役員・正社員・契約社員・嘱託社員をいう。
1. このガイドラインにおいて同好会とは、本ガイドラインの定めに基づき設立された組織をいう。
 2. このガイドラインにおいてクラブとは、本ガイドラインの定めに基づき設立され、クラブとして承認された組織をいう。
 3. このガイドラインにおいてクラブ長とは、クラブまたは同好会を主催・代表する従業員をいう。
 4. このガイドラインにおいてメンバーとは、クラブ長を含む、クラブまたは同好会に所属する従業員をいう。
 5. このガイドラインにおいてクラブ活動とは、クラブまたは同好会の行う活動を言う。

(活動の目的)

第3条 クラブ・同好会の活動は従業員のコミュニティ活性化を図ることを目的とする。当会社はクラブ・同好会の活動に対して助成を行う。

(クラブ・同好会の自治)

- 第4条 クラブ・同好会の運営はメンバーによる自主運営とする。
1. メンバーはクラブ活動におけるケガ、病気等、活動中の事故による物損等にそなえ必要な保険等の加入を検討、促進し安全に関して十分な配慮を行わなければならぬ。
 2. 当会社はクラブ活動において発生した、いかなるトラブルに関しても一切の責任を負わない。

(クラブ長)

- 第5条 クラブ長は当会社への申請や報告、メンバーや助成金の管理に責任を負う。
1. クラブ長は活動内容を活動報告書として当会社に提出しなければならない。
 2. クラブ活動において不祥事を起こしたり不正を行った従業員は、クラブ長になる

ことができない。

(クラブ長の変更)

第6条 次の各号のいずれかに該当するとき、クラブ・同好会はクラブ長を変更しなければならない

- (1) クラブ長が当会社の従業員ではなくなるとき。
- (2) 第5条3項に該当するとき。
- (3) クラブ長が当会社への申請や報告、メンバーや助成金の管理を行えなくなつたとき。
1. クラブ長の変更があったときは、次のクラブ長が速やかに当会社に報告しなければならない。
2. クラブ長の変更があったとき、元のクラブ長は次のクラブ長にクラブ活動に関する一切の情報並びに金銭を速やかに引き継がなければならない。

(クラブの設立)

第7条 従業員は自身をクラブ長としてクラブの設立を申請することができる。

1. クラブは次の各号すべてに該当するものでなければならない。
 - (1) 本ガイドラインに定める目的に合致する活動であること。
 - (2) 法令・公序良俗に反する活動でないこと。
 - (3) 宗教・政治活動もしくは営利を目的とした活動でないこと。
 - (4) メンバーの所属する組織は3部門以上で、5名以上であること。
 - (5) 活動は、四半期に1回以上活動を行うこと。

申請の方法は当会社が別に定める。

(同好会の設立)

第8条 従業員は自身をクラブ長として同好会の設立を申請することができる。

1. 同好会は次の各号すべてに該当するものでなければならない。
 - (1) 本ガイドラインに定める目的に合致する活動であること。
 - (2) 法令・公序良俗に反する活動でないこと。
 - (3) 宗教・政治活動もしくは営利を目的とした活動でないこと。
 - (4) メンバーの所属する組織は2部門以上であること。
2. 申請の方法は当会社が別に定める。

(クラブへの変更申請)

第9条 次の各号すべてに該当するとき、クラブ長は、当会社に同好会からクラブへの変更申請をすることができる。

- (1) 設立されてから 3 ヶ月以上経過していること。
 - (2) 四半期に 1 回以上の活動を行っていること。
 - (3) メンバーの人数が 5 名以上であること。
 - (4) メンバーの所属する組織は 3 部門以上であること。
 - (5) クラブ長は同好会をクラブへ変更する申請をするとき、活動報告書を当会社に提出していること。
1. 申請の方法は当会社が別に定める。

(クラブの存続)

第10条 次の各号いずれかに該当するとき、当会社は、クラブを同好会へ変更する。

- (1) 四半期ごとに活動報告書が提出されていないとき。
 - (2) 8 月 1 日時点で、メンバーの人数が 5 名未満のとき。
 - (3) 8 月 1 日時点で、メンバーの所属する組織が 3 部門未満のとき。
1. 前項の第 1 号から第 3 号までに該当するとき、同好会への変更は 8 月 31 日付とする。

(クラブ・同好会の廃止)

第11条 次の各号いずれかに該当するとき、当会社は、クラブ・同好会を廃止する。

- (1) クラブ長よりクラブ・同好会の廃止の申し出があったとき。
- (2) クラブ活動において不祥事を起こしたり不正があったとき。
- (3) その他、当会社がクラブ・同好会の廃止または変更を要すると判断したとき。

(助成金)

第12条 当会社は同好会とクラブに対し、助成金を支給する。

- 1. クラブの助成金は、月額 1 人 3,000 円とし、活動月の翌月に活動報告書と参加人数を添付の上、クラブ長がコンカーにて経費申請を行う。
- 2. 同好会の助成金は、月額 1 人 1,000 円とし、活動月の翌月に活動報告書と参加人数を添付の上、クラブ長がコンカーにて経費申請を行う。
- 3. 助成金は、所属人数ではなく実際に参加した人数に応じて支払う。

(助成金の返還)

第13条 クラブ活動において不祥事や不正があったとき、当会社は支給した助成金の返還をクラブ長に求める場合がある。

(主管)

第14条 本ガイドラインは総務部門が主管する。

(改廃)

第15条 本ガイドラインの改廃は総務部門長が起案し、総務部門を担当する執行役員の決裁による。

改定履歴

2019.07.01 制定

2023.10.01 改定